

○精神保健福祉審議会条例

平成十八年三月二十三日  
宮城県条例第三十三号

精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

精神保健福祉審議会条例

精神保健福祉審議会条例(昭和四十年宮城県条例第二十六号)の全部を改正する。

(設置)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第九条第一項の規定に基づき、宮城県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し優れた識見を有する者、関係行政機関及び県の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 審議会に、部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の審議に資するため、部会委員を置く。
- 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、二十人以内とし、会長が指名する。
- 5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条の規定は部会について準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができらる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。  
(審議会の同一性)
- 2 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)第九条第一項の規定により置かれた宮城県精神保健福祉審議会(以下「旧審議会」という。)は、改正後の精神保健福祉審議会条例(以下「新条例」という。)第一条の規定により置かれた宮城県精神保健福祉審議会(以下「新審議会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

(委員の任命及び任期の特例)

- 3 この条例の施行の際現に旧法第十条第三項の規定により任命された旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第二条第二項の規定により、新審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第二条第三項の規定にかかわらず、同日における旧法第十条第三項の規定により任命された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(会長等の選任の特例)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の精神保健福祉審議会条例第三条第二項の規定により定められた旧審議会の会長又は同条第四項の規定により互選された者は、この条例の施行の日に、新条例第三条第一項の規定により新審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により新審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略